（別表３）

裁定により利用を認める著作物とその利用方法及び補償金の額

No.	利用を認める著作物						利用方法（複製・翻訳・公衆送信）	補償金の額（税込・単位：円）
	題号	著作者名	当該著作物が利用された形態（大学入試の英語問題の区分）				利用する教材名	
			大学名	学部名（学科名）	入試日程・方式	出題年度	問題番号等	
1	不明	不明	愛知大学	文	前期	2005	1	5月号解答プロセス映像：E5，E7	6,300
2	不明	不明	大分大学	経済	前期	2005	2	4月号解答プロセス映像：E1，E4	6,300
3	不明	不明	鹿児島大学		前期	2005	4－A	10月号解答プロセス映像：E3，岡山大	6,300
4	不明	不明	九州大学	医	後期	2004	3	6月号解答プロセス映像：E2，E21	6,300
5	不明	不明	滋賀県立大学	環境科・人間文化		2005	3	6月号解答プロセス映像：E3	6,300
6	不明	不明	筑波大学		前期	2003	3	7月号解答プロセス映像：E2	6,300
7	不明	不明	東京大学		前期	2005	2－B	9月号解答プロセス映像：E1，E2，九州大，横浜国立大，広島大，国公立医，神戸大，大阪大，筑波大，北海道大，一橋大，東京大，東北大	6,300
8	不明	不明	名古屋大学		前期	1998	4	10月号解答プロセス映像：E2，神戸大，筑波大，東北大，名古屋大	6,300
9	不明	不明	名古屋大学		前期	2005	3－1	4月号解答プロセス映像：E3	6,300
10	不明	不明	宮城教育大学	教育	前期	2005	2	5月号解答プロセス映像：E1，E4	6,300
								合計	63,000

○文化庁告示第三十五号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十六年二月十八日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十六年七月二十三日

文化庁長官　青柳　正規

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　「幻境」「さんま」「女の指」「老人と鉛の兵隊」「髪の花」「蝕まれた虹」「灰燼」「芥川龍之介「歯車」における狂気と私の狂気」全８篇　小林美代子　一八一、四四〇円

二　利用者の住所及び氏名　東京都千代田区外神田二丁目一番一号　株式会社烏有書林（代表取締役　上田宙）

三　利用方法　出版物として九〇〇部複製し、公衆に譲渡する。

○文化庁告示第三十六号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十六年二月十八日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十六年七月二十三日

文化庁長官　青柳　正規

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　「牧口先生」　北野英明　左記三①の利用につき一〇五、三〇〇円　左記三②の利用を行う場合、三〇ダウンロード単位につき二、四三〇円

二　利用者の住所及び氏名　東京都千代田区一番町六　一番町ＳＱＵＡＲＥ　株式会社潮出版社（代表取締役社長　南晋三）

三　利用方法

①　電子書籍販売サイト（株式会社イーブックイニシアティブジャパン）のサーバにおいて複製し、公衆送信及び公衆に伝達する。利用期間は、平成二十六年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの五年とする。

②　各巻の総ダウンロード数が一〇〇を超えた場合は、一巻あたり三十ダウンロード単位で追加供託するものとする。